

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
槻の木高等学校	令和４年度の管外旅費について、令和５年度に過年度支出していた。					検出事項について、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法】 (会計年度及びその独立の原則) 第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わるものとする。 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。
	職員	出張先	出張期間	支給額	支払日	
	A	兵庫県朝来市	令和４年８月10日	6,070円	令和６年１月19日	
	B	兵庫県朝来市	令和４年８月10日	6,070円	令和６年１月19日	
	C	兵庫県朝来市	令和４年８月10日	6,070円	令和６年１月19日	
	D	愛知県	令和５年３月25日	13,520円	令和６年１月19日	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和６年11月22日）